

兵庫教育大学における出産や育児を行う教職員への支援制度について

I 本学独自の支援制度

1 子を養育中の教員の夜間授業負担軽減

小学校6年生までの子を養育するため、授業担当の負担軽減が必要であり、他の教員が担当できない大学院夜間クラスの授業科目に対して、非常勤講師を配置できる制度を設けています。

2 学内の学童保育

本学附属小学校6年生までの児童を対象としたアフタースクールについて、本学教職員の場合、附属小学校の児童でなくても受入対象となっています。

また、春期、夏期及び冬期休業日におけるアフタースクールも実施しています。

3 時間外保育料等に対する経済支援

育児と就労の両立を支援するために、ベビーシッター派遣に係る次の（１）～（３）の割引券を発行しています。

これは、公益社団法人全国保育サービス協会が実施する「ベビーシッター派遣事業」を利用したものです。

（１）ベビーシッター派遣事業割引券（年度内４枚まで）

この割引券を使用してベビーシッターサービスを利用すると、１日の利用料金（１日につき1,700円以上のサービスに限る。）から1,700円の割引が受けられます。

利用対象者	兵庫教育大学の教職員で平成26年の給与収入が960万円未満の者。 ※原則、配偶者が在職中であり、サービスを使わなければ就労することが困難な場合で家庭内での保育又は保育所等への送迎を依頼する場合に利用可能です。
対象となる子の年齢	0歳～小学校3年生
割引金額	1日につき1,700円

（２）双生児等多胎児家庭育児支援割引券（年度内２枚まで）

義務教育就学前の双子や三つ子などを養育されているご両親にリフレッシュを図っていただくための割引券です。

利用対象者	兵庫教育大学の教職員で平成26年の給与収入が960万円未満の者。
対象となる子の年齢	義務教育就学前の児童
割引金額	1日につき9,000円（三つ子以上の場合は、1日につき18,000円）

（３）産前産後休業時育児支援割引券（年度内４枚まで）

産前産後の休業中の母親が、妊産婦検診や産褥期の体調不良の時にベビーシッターを利用した場合に、1日につき1,700円の割引が受けられる制度で、産休取得期間中４回まで利用できます。

利用対象者	兵庫教育大学の教職員で平成26年の給与収入が960万円未満の者。
対象となる子の年齢	義務教育就学前の児童
割引金額	1日につき1,700円

Ⅱ 法令に基づく支援制度等

1 育児休業

3歳（期間を定めて雇用される者にあつては1歳6か月）未満の子を養育するために、連続した一定の期間について育児休業をすることができます。

ただし、引き続き雇用された期間が1年に満たない者及び1週間の所定労働日数が2日以下の者は育児休業をすることができません。

また、育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

2 育児短時間勤務

小学校3年生までの子を養育するために、所定労働時間より短い時間で勤務することができます。（取得できる勤務の形態は次の①から④のとおり）

① 3時間55分／日×週5日＝19時間35分／週

② 4時間55分／日×週5日＝24時間35分／週

③ 7時間45分／日×週3日＝23時間15分／週

④ 7時間45分／日×週2日＋3時間55分／日×週1日＝19時間25分／週

ただし、1週間の所定労働日数が2日以下の者は育児短時間勤務をすることができません。

また、育児短時間勤務をしている期間については、給与は減額されます。

3 育児時間

小学校3年生までの子を養育するために、所定労働時間の始め又は終わりに、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分単位の休業をすることができます。

ただし、育児短時間勤務をしている者及び1週間の所定労働日数が2日以下の者は育児時間を取得することができません。

また、育児時間をしている期間については、給与は減額されます。

4 出産や育児に関する休暇（（7）（8）は非常勤職員は対象外）

出産や育児に関して、次の休暇があります。

（1）妊産婦が保健指導又は健康診査を受ける場合 → 必要と認められる期間

（2）妊婦が通勤緩和、休憩、補食を行う場合 → 必要と認められる期間

（3）女性教職員が出産予定である場合 → 出産予定日から6週間前までの申し出た期間

（4）女性教職員が出産した場合 → 出産日の翌日から8週間の期間

（5）1歳未満の子の保育のために、授乳、託児所への送迎等を行う場合 → 1日2回それぞれ30分以内の期間

（6）小学校就学前の子の看護（負傷、病気の子の世話及び子に予防接種、健康診断を受けさせるための世話）を行う場合 → 1年において5日の範囲内の期間

（7）妻の出産に係る入院、退院、出産時の付添い、入院中の世話、子の出生の届出等を行う場合 → 2日の範囲内の期間

（8）妻の出産予定日以前6週間から出産日後8週間の期間に、当該出産した子又は小学校就学前の子を養育する場合 → 当該期間における5日の範囲内の期間

5 早出遅出勤務（非常勤職員は対象外）

小学校就学前の子を養育する者又は小学校就学中の子の学童保育施設への出迎えを行う者は、午前7時から午後10時までの間に設定する時間帯による早出遅出勤務について、請求することができます。

6 深夜勤務の制限（非常勤職員は対象外）

妊娠中若しくは出産後1年を経過しない者又は小学校就学前の子を養育する者は、深夜（午後10時から午前5時まで）勤務の制限について、請求することができます。

7 時間外勤務の制限（（2）は非常勤職員は対象外）

（1）妊娠中若しくは出産後1年を経過しない者又は3歳に満たない子を養育する者は、時間外労働又は休日勤務の免除について、請求することができます。

（2）小学校就学前の子の養育する者は、時間外労働の短縮について、請求することができます。